## 郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長 高 井 康 之 (公印省略)

介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本医師会より通知がございました。「デフレ完全脱却のための経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)においては、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者を支える観点から、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれています。

本通知は、これに関連して、今般、厚生労働省老健局より、現下の物価高騰により厳しい状況にある介護サービス事業所・施設等に対し、本交付金による緊急かつ実効性のある支援につなげるため、別添のとおり「介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」が各都道府県・市区町村介護保険主管部(局)宛に発出された旨の情報提供です。

当該事務連絡では、都道府県・市区町村に、介護サービス事業所・施設等への物価高騰対応 支援事業として、「光熱水費(電気代、ガス代、水道代、車輌の燃料代等)高騰への支援事業」 と「食材料費高騰への支援事業」の2事業の両方を実施していただくよう、依頼がなされてお ります。

なお、具体的な補助額の設定に当たっては、別添の令和5年3月の地方創生臨時交付金の積増しを受けて各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績が示され、足下の物価高騰を適切に反映した額としていただくことや、食材料費や給食委託費の高騰が介護サービス事業所・施設等の経営を圧迫している状況も踏まえ、積極的なご対応をお願いする内容となっています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご 周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

〇介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について(令 5.11.6 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村) 〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22 TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737